

情報公開規程

株式会社 後工務店

目 次

第1条	目的	1
第2条	基本方針	1
第3条	開示対象情報	1
第4条	管理体制と責任者	1
第5条	開示の方法	1
第6条	沈黙期間	1
第7条	インサイダー取引の防止	1
第8条	不適切な開示の訂正	1
附則		1

情報公開規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社後工務店の経営の透明性を高め、社会に対する説明責任を果たすため、情報の開示に関する基本方針および手続を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当社は、法令および金融商品取引所の定める規則（以下「法令等」という）を遵守し、株主、投資家、地域社会等のステークホルダーに対し、正確かつ迅速に、公平な情報公開を行う。

(開示対象情報)

第3条 開示の対象となる情報は、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款
- (2) 事業計画書 および 収支予算書
- (3) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録
- (4) その他、法令等により開示が義務付けられている書類

(管理体制と責任者)

第4条 情報公開の統括責任者は、代表取締役またはその指名する役員とする。
2 情報の収集、整理および開示手続は、総務部が主管する。

(開示の方法)

第5条 情報の開示は、以下のいずれかの方法により適切に行う。

- (1) プレスリリース、記者会見
- (2) 当社公式サイト上のIRページへの掲載
- (3) その他、情報が広く周知されると判断される合理的な媒体

(沈黙期間)

第6条 決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、各決算期末日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」とする。この期間中は、決算に関する質問への回答やコメントを控えるものとする。

(インサイダー取引の防止)

第7条 未公表の重要事実を取り扱う役職員は、情報の厳重な管理に努めなければならない。

(不適切な開示の訂正)

第8条 既に開示した情報に誤りや重大な変更が生じた場合は、速やかに訂正および追加開示を行う。

附則

本規程規程は、2025年1月1日より実施する。